

## 貸付要件等

資金の種類		貸付期間	据置期間
1号 資金	蚕室、農産物乾燥施設、農作物育成管理施設、果樹棚、排水施設、かん水施設、農産物集出荷施設、農産物処理加工施設、 病虫害等防除施設、きのこ栽培施設の取得に要する資金	12年  以内	2年  以内
2号 資金	揚排水用機具、耕うん整地用機具、農作物育成管理用機具、肥料調整散布用機具、病虫害等防除用機具、 収穫調整用機具、農産物処理加工用機具、養蚕用機具の取得に要する資金	7	2
3号 資金	果樹、ホップ、桑又はアスパラガスの植栽又は育成に要する資金	12	3
4号 資金	市長の定める規模を超えない規模の農地の改良又は造成に必要な資金	10	2
5号 資金	近代的な農業経営の担当者として必要な農業の技術や経営方法の実地の習得や基礎を形成するために要する資金	8	—

6号 資金	家畜の導入に要する資金		
	(1)繁殖用肉用牛の購入に要する資金	7	2
	(2)肥育用肉用牛の購入に要する資金	5	2
	(3)その他の中小家畜の購入に要する資金	5	2
7号 資金	畜産施設設置に要する資金		
	(1)畜産施設の新設・改築に要する資金	10	3
	(2)畜産用器具の取得に要する資金	5	2
8号 資金	前各号に掲げるもののほか市長が特に必要と認めて指定する資金	5年以上15年以内で市長が定める期間	5年以内の期間で市長が定める期間